

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 8 日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ（株）首都圏本社
契 約 業 者 の 住 所	千代田区神田錦町 3 - 2 2
業 務 の 名 称	R 7 バスタ新宿利便向上に資する施設計画検討業務
業 務 場 所	東京国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、バスタ新宿の施設拡充に関わる多様なニーズを踏まえ、バス利用者の更なる利便向上に向けて、施設の利便向上の計画・検討を行うものである。 1. 履行期間 2. 情報提供装置に関する検討 3. バスタ新宿の利用者増加に向けた取組検討
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 1 2 月 3 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 1 2 月 2 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 2, 8 8 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 6, 7 2 1, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 9, 6 0 1, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 履行期間 バスタ新宿の利用者増加に向けた取り組み検討におけるイベントの準備・実施及び情報提供装置に関する検討においては、東京都屋外広告物審査会の小委員会（以下「特例小委員会」）の議決が必要となり、本件の登録期限が 1 0 月末、特例小委員会への資料提出が 1 1 月末までであることから、検討項目が増工された。これらのことから、業務の工期を 1 4 3 日間延長し、令和 8 年 1 2 月 2 1 日までとする。 2. 情報提供装置に関する検討 情報提供装置においては、関係機関との協議の結果、当初の設置面積より大きくすることとなった。そのため図面等の追加作成及び東京都屋外広告物条例第 3 0 条の規定による特例小委員会の議決が必要となり、本件の登録期限が 1 0 月末、特例小委員会への資料提出が 1 1 月末までであることから検討項目を増工する。 3. バスタ新宿の利用者増加に向けた取組検討 バスタ 1 0 周年イベント実施に伴い、設営費の見直し及びモザイクアートの作成を行ったため、検討項目を増工する。